

労災診療費算定基準について（平成26年度改定）

労災診療費算定基準が平成26年3月31日に改定され、平成26年4月1日以降の診療費に係るものから適用されることになりました。

【主な改定内容】

詳しい改定内容はこちらをクリックしてください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kai tei .html

（厚生労働省のホームページにリンクしています。）

1 初診料 3,760円

健保点数表の初診料の注5（健保改正前の注3）ただし書きに該当する場合は、1,880円を算定できます。

健保改正により、初診料に注3及び注4が新たに設けられましたが、労災保険においては適用がありません。

2 再診料 1,390円

健保点数表の再診料の注3（健保改正前の注2）に該当する場合は、690円を算定できます。

健保改正により、再診料に注2が新たに設けられましたが、労災保険において適用がありません。

3 再就労療養指導管理料 廃止

4 リハビリテーション

下記4つの疾患については新たな点数で算定できるようになりました。

- ・心大血管疾患リハビリテーション料（ ）（1単位） 105点
- ・運動器リハビリテーション料（ ）（1単位） 185点
- ・運動器リハビリテーション料（ ）（1単位） 85点
- ・呼吸器リハビリテーション料（ ）（1単位） 85点

健保改正により、脳血管疾患リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に注5が新たに設けられましたが、労災保険においては適用がありません。

5 術中透視装置使用加算 220点

対象部位に「舟状骨」を、対象手術に「骨折経皮的鋼線刺入固定術」を追加し新たに当該加算を算定できるようになりました。

「脊椎」に経皮的椎体形成術を行う場合についても、加算が算定できます。

6 労災電子化加算 5点

7 職場復帰支援・療養指導料 新設

精神疾患を主たる傷病とする場合 月1回 560点

その他の疾患の場合 月1回 420点

8 入院基本料

健保改正により通則8の新設、及び「月平均夜勤時間超過減算」、「慢性維持透析管理加算」、「在宅復帰機能強化加算」、「精神保健福祉士配置加算」、「看護補助配置加算」、「栄養管理実施加算」が新設されましたが、これらの算定については入院基本料の所定点数に減算後又は加算後の点数を1.30倍又は1.01倍するものです。

また、「ADL維持向上等体制加算」が新設されましたが、この算定については入院基本料の所定点数を1.30倍又は1.01倍した後の点数に当該加算を行うものです。

